

公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 13 日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 工事

島根県漁業取締船「せいふう」定期整備工事

(2) 入札案件の仕様

入札説明書及び仕様書による

(3) 工事期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 8 月 31 日まで

(4) 引渡場所

請負造船所岸壁

(5) 工事内容

仕様書（入札説明書に添付）のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「車両船舶類」、中分類「船舶」に登録されている者であること。
- (4) 指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等の排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県漁業取締船「せいふう」の航行区域内にあり、かつ、せいふうの基地港である七類港（島根県松江市）から海上距離で 300 マイル以内にドックを有していること。
- (7) 総トン数 125 トン以上の軽合金製船舶を出入架し得る能力を有していること。
- (8) ドライドック（乾ドック）を有していること。なお、本工事はドライドックの上架に限る。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
島根県農林水産部水産課管理第二係
〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地
電話(0852)22-5318
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
本公告の日から令和 8 年 5 月 21 日（木）までの間、次の方法により交付する。
ア 上記（1）において交付する。
（交付時間は土日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。）
イ 郵送による交付を希望する場合は、あて先を記入し 270 円分の切手を貼付した返信用封筒（角 2 程度）を同封して、上記（1）の交付場所まで申し込むこと。（消印有効）
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札方法
入札書に記載する金額は、支払いの際、落札価格に消費税及び地方消費税相当分 10 パーセントを加算した金額を支払い代金とするので、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時：令和8年5月27日（水）午前9時30分

イ 場所：島根県庁本庁舎5階会議室（島根県松江市殿町1番地）

4 その他

(1) 入札方法の制限

郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金

契約予定金額（入札者が見積った契約金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、入札参加資格申込書を提出しなければならない。

(6) 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（水産課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。